本件事故当時、警戒区域内の営業所において、介護用品のレンタル・販売業等を営んでいた申立人が、以下の損害賠償を求めた事例。

営業損害

(一部)和解契約書条項

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)において、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解する こととし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年4月30日

損害項目 営業損害

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金1590万6311円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 財物損害

本件において未解決となっている申立人の財物損害については、本和解契約締結後も引き続き協議することを相互に確認する。

第5 清算

本件に関し、申立人と被申立人は、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が 署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。ま た、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに 交付する。

平成24年8月23日

(仲介委員 加藤 愼)

本件事故当時、警戒区域内の営業所において、介護用品のレンタル・販売業等を営んでいた申立人が、以下の損害賠償を求めた事例。

営業用動産の財物損害

(全部)和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)において、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙1乃至5記載の営業用動産(以下「本件営業用動産」という。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金86 8万7035円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、本和解契約書に基づく和解金は本件営業用動産に係る損害賠償金の内払金であることを確認し、将来、本件営業用動産についての損害賠償金額が確定したときは、本内払金を同損害賠償金に充当する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月19日

(別紙1乃至5省略)

(仲介委員 加藤 愼)